

2004年7月13日

厚生労働大臣 坂 口 力 殿

公衆衛生等の政策等に関する再発防止のための提言（骨子）

～ ハンセン病問題における人権侵害の再発防止に向けて～

ハンセン病問題に関する検証会議

座 長 金 平 輝 子

ハンセン病問題に関する検証会議は、貴省よりハンセン病問題に関する事実検証調査事業の委託を受けた財団法人日弁連法務研究財団において、右委託の下に設置された会議である。

当会議は、ハンセン病患者に対する隔離政策が、長期間にわたって続けられた原因、それによる人権侵害の実態について、医学的背景、社会的背景、ハンセン病療養所における処置、「らい予防法」などの法令等、多方面から科学的に検証を行い、再発防止の提言を行うなど今後の疾病対策等に資することを目的として設置された。

当会議は、設置後、上記目的に沿って様々な事実検証調査を行い、それらの結果について、貴庁に対し、既に「2002年度ハンセン病問題検証会議検討経過報告書」及び「2003年度ハンセン病問題検証会議報告書」を提出してきた。また、今般、当会議が取り組んできた大規模な被害実態調査についても一定の結果を得て「被害実態調査結果(速報)」を報告することとなった。

当会議の設置期間は、2005年3月までであるが、本問題の社会的重要性に鑑み、ハンセン病問題と同様の人権侵害が二度と再発することのないよう、当会議におけるこれまでの事実検証調査結果に基づき、貴庁に対し、下記のとおり、公衆衛生等の政策等に関する再発防止のための提言(骨子)(以下「再発防止提言(骨子)」と略称)を行う。

記

第1の柱「政策決定過程における科学性・透明性等を確保するシステムの構築」

1. 趣旨

- (1) 権威者とされた人たちの、真の専門家を排した独善的で非科学的な知見が国の誤ったハンセン病政策に大きな影響を与えたこと(本検証会議『2003年度ハンセン病問題検証会議報告書』中、「1953年法が1996年まで遅れた理由」の分析等を参照)等に鑑み、その再発を防止するために、公衆衛生等の政策決定等が今後、このような独善的で非科学的な知見にではなく、最新かつ公正な科学的知見に基づいて行われるようにすること。
- (2) 「新法の隔離規定は、少数者であるハンセン病患者の犠牲の下に、多数者である一般国民の利益を擁護しようとするものであり、その適否を多数決原理にゆだねることは、もともと少数者の人権保障を脅かしかねない危険性を内在している」(平成13年5月11日熊本地裁判決)こと等に鑑み、公衆衛生等の政策決定等に当たっては、同政策の実施等により重大な人権侵害を被る危険性のある患者等が問題点の洗い出し、法案の草案作成作業段階から委員として参加する権利、等を十分に尊重すること。

2. 内容

- (1) 公衆衛生等の政策立案に際しては、以下を遵守する。
 - 憲法・国際人権法と十分に整合させること
 - 基本的事項・原則等は法律事項とすること
 - 専門家団体の組織的推薦に基づき専門家委員を選任すること
 - 患者等を委員とすること
 - 報告書・意見書・要綱等の起案・作成は行政部局ではなく委員会等が行うこと
- (2) 国の公衆衛生等の政策決定過程は、リアルタイムで公開とする等透明化し、必要な情報を国民に提供する。

- (3) 国の公衆衛生等の政策決定及びその変更等に当たって、患者等の参加権及び意見を十分に尊重するための措置及び手続等を法的に整備する。
- (4) 欧米諸国では、医療専門職団体を結成し、団体自治に基づいて、専門的知見の確立及び職業倫理の向上等を図るためのルール作りが積極的に行われ、このルールに法的な効果が付与される場合も少なくないが、わが国でも、専門家の科学的知見を国の政策に反映させるための前提として、類似の制度を設ける。

第2の柱「患者・被験者の諸権利の法制化」

1. 趣旨

国の誤ったハンセン病政策がもたらした言語に絶するような人権侵害の重大性・広範性（本検証会議起草委員会『被害実態調査結果（速報）』を参照）等に鑑み、公衆衛生等の政策等におけるその再発を防止するために、患者・被験者の諸権利を法制化すること。

2. 内容

- (1) 以下のような諸権利を中心として規定する。
 - 最善の医療及び在宅医療を受ける権利
 - 医療における自己決定権及び「インフォームド・コンセント」の権利
 - 医療情報を得る権利
 - 人を対象とする医科学研究の諸原則に基づかない、不適正な人体実験、医科学研究の対象とされない権利
 - 断種・墮胎を強制されない権利
 - 安心した療養生活を送ることができる権利
 - 不当に自由を制限されない権利
 - 作業を強制されない権利
 - 社会復帰の権利
- (2) 感染症予防医療に関する以下の諸原則も規定する。
 - 任意受診の原則
 - 強制措置必要最小限の原則
 - 差別・偏見の温床となる病名を冠した分類をしない原則
- (3) 患者及び家族等に対する差別・偏見等を防止するための国等の責務とその施策等についても規定する。

第3の柱「患者等の権利擁護システムの整備」

1. 趣旨

ハンセン病患者等に対する上記の重大かつ広範な人権侵害を、わが国の人権擁護システムが看過ないし放置する結果に終わったこと（前記『被害実態調査結果（速報）』を参照）等に鑑み、その再発を防止するために、公衆衛生等の政策等における患者・被験者等の諸権利を、治療及び療養生活の実態に即して個別・具体的に擁護するとともに、患者等が利用しやすい簡易、迅速な人権救済システムを整備すること。

2. 内容

- (1) 患者等の権利を公示し、その周知徹底を図る。
- (2) 患者等の諸権利を擁護等する「患者等の権利委員」（仮称）制度を新設する。
- (3) 「パリ原則」に基づく国内人権機関を創設する。

上記の「再発防止提言（骨子）」の実現のため、当会議は、厚生労働省に対し、実現過程の「ロードマップ」化を、下記のとおり要請する。

1．そのための予算の確保

平成 17 年度の厚生労働省の概算要求中に「調査費等」（仮称）を入れること。

2．そのための「ロードマップ委員会」（仮称）の設置

以上